

出西水源地・工業用水道水源地蓄電池交換工事

特記仕様書

令和4年

斐川宍道水道企業団

第1章 総則 一般事項

1.1 適用範囲

本特記仕様書の適用範囲は、出西水源地・工業用水道水源地の蓄電池交換に伴い施工する、電気設備工事に適用するものであり、法令その他特別に定めるものの他はすべて本仕様書に準拠し、本企業団の指示により工事の施工に当たらなければならない。

また、本仕様書に特に定めていない事項については、すべて監督員の指示に従うこと。

1.2 工事名称

出西水源地・工業用水道水源地蓄電池交換工事

1.3 工事場所

島根県出雲市斐川町出西 地内

1.4 施工期日

契約日の翌日～ 令和5年3月3日
(据付 試運転調整完)

1.5 法令、条例等の適用、諸官庁への手続き

この工事に関係ある法令、条例等はよくこれを遵守し、関係諸官庁、電力会社等に対する必要な届出、手続き等は請負人がこれを代行する。

また、諸官庁、電力会社と常に密接な連絡を保ち使用開始に支障のないようにすること。

ただし、これに要する費用は、すべて請負人の負担とする。

1.6 準拠規格等

本設備に使用する機器材料は、下記の現行標準規格等に準拠するものとする。

ただし、特に指定ある場合はこの限りではない。

- (1) 日本工業規格(JIS)
- (2) 日本電機規格調査会標準規格(JEC)
- (3) 日本電機工業会標準資料(JEM)
- (4) 日本電線技術委員会標準資料(JCS)
- (5) 日本蓄電池工業規格(SBA)
- (6) 電気設備工事共通仕様書(国土交通省営繕部監修)

1.7 実施工程表および施工計画書

着工に先立ち実施工程表および施工計画書を作成し、監督員の承認を受けなければならない。

なお、実施工程および施工計画に変更の必要が生じたときは、すみやかに監督員に申請し承認を受けること。

1.8 承認図の提出

契約後速やかに本企業団に担当技術者を派遣し、本仕様書および図面に基づいて設計製作に関し詳細なる打合せをなすこと。

技術的打合せの結果本工事で使用する機器、器材および施工方法について外形図、配線図使用等を記した下記承認図を2部作成し提出すること。

1.9 施工体系図

下請金額に関わらず瀬部手の工事について、施工体系図を作成し、提出すること。

1.10 変更および軽微な変更

(1) 本工事の施工上必要とあれば、実施工事図を提出して監督員の承認を得て変更することができる。

ただし、これは仕様書および設計図の範囲内とする。

(2) 工事施工中に構造物、機械設備等の関係でおこる器具の位置、配管路の軽微な変更は、請負金額に増減なく施工すること。

1.11 施工、材料の検査

(1) 本工事は、本仕様書および設計図書に示された機能を完全に発揮させるよう施工するものとする。

なお、本仕様書および設計図書に明記されていなくても、法規上または施工上または目的とする機能のために当然必要なものは請負人の責任において施工するものとする。

(2) 請負人は、本仕様書および設計図書の記載事項に疑義を生じた場合、企業団の監督員と協議し監督員の決定に従わなければならない。

(3) 請負人は工事施工上必要に応じて機器の据付位置および据付方法、配線等を記した施工図を提出し企業団の承認を受けた後施工しなければならない。

(4) 工事施工の際は、建物その他を破損しないように注意し、破損した場合は、監督員の指示に従い速やかに復旧しなければならない。

また、工事施工上必要な壁、床等の穴明けは、建物、構造物の強度を減少させることなく最小限にとどめ、同一材料により完全に復旧するもの

とする。

- (5) 本工事の施工に当たり、他の工事との取合いとなる際は監督員の指示に従い、各工事の請負人間で充分協議し、工事の進捗に支障のないようにしなければならない。

1.12 安全衛生管理

- (1) 本工事の施工に当たっては、労働安全衛生に関する諸法令を遵守し就業者に対して常にこれを徹底させるとともに、災害防止に万全の対策を講じ安全責任者を定めて管理しなければならない。
- (2) 本工事場所は、公共水道事業所であるので環境衛生には充分注意し、不要の場所には立ち入らないよう特に注意すること。

1.13 産業廃棄物等の取扱

- (1) 発生材は、事故等の原因とならないように、できるだけ速やかに場外へ搬出すること。
- (2) 廃棄物の種類別に徹底した分別を行うこと。
- (3) 廃棄物の処理にあたっては請負者が処理（分別、保管、収集、運搬及び処分）を行い、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「破棄物処理法」という。）に基づき、適正に行うこと。
- (4) 廃棄物の一部を委託する場合は、廃棄物処理法の基づく処理を業とする許可を取得している者に委託すること。
- (5) 使用済み産業用蓄電池は、広域認定に基づく処理システム特例制度にて適切に処理すること。

1.14 試験調整

現場据付工事完了後監督員の立会いのもとに各機器設備の単体試験および総合試験を行い、設備全般の機能が完全に発揮できるように調整しなければならない。

1.15 竣工検査および受渡し

- (1) 本工事の完成にあたっては、関係官公署および電力会社等の検査を終了し、合格した後に企業団の竣工検査をおこなう。
なお、竣工検査には機器およびその他の試験成績書を提出するものとする。
- (2) 竣工検査において指摘された事項については、速やかに改善し、再度検査を受けるものとする。
- (3) 本工事の受渡し期日は、立会い検査および竣工検査に合格した後とする。

1.16 材料保管

本工事竣工までの機器、材料の保管責任は請負人にあるものとする。

1.17 保証期間

本工事の保証期間は、受渡し完了後1ヵ年とする。

なお万一保証期間中に、請負者の責任に帰すべき原因による故障が生じた場合は、請負者は当企業団の指定すべき期間内に無償で、取替え、又は修理しなければならない。

1.18 完成図書

請負人は、工事完了後下記の図書を整備し製本の上、提出すること。

| | |
|---------------------|----|
| (1)施設設備完成図書 | 2部 |
| (2)主要機器取扱説明書 | 2部 |
| (3)工事写真 | 1部 |
| (4)各種機器試験成績表 | 1部 |
| (5)施工に伴う試験成績表、測定結果表 | 1式 |
| (6)その他企業団の指定するもの | 1式 |

第2章 機器仕様

2.1 蓄電池仕様

システム概要は別途図面を参照すること。

既設と同等品を用意することとする。

既設の仕様は以下の通りとする。

- ① 設置場所 出西水源地 旧ポンプ棟（1F）電気室 蓄電池盤
用途 無停電電源装置
既設仕様
- | | |
|---------|------------------------|
| （ア）型式 | 据置鉛蓄電池 MSE-300（新神戸電気株） |
| （イ）容量 | 300Ah |
| （ウ）セル数 | 54セル |
| （エ）電池質量 | 約21kg/個 |
- ② 設置場所 出西水源地 新ポンプ棟（2F）電気室 直流電源盤
用途 直流電源装置
既設仕様
- | | |
|---------|---------------------------|
| （ア）型式 | 据置鉛蓄電池 MSE-50-12形（新神戸電気株） |
| （イ）容量 | 50Ah |
| （ウ）セル数 | 9セル |
| （エ）電池質量 | 約22kg/個 |
- ③ 設置場所 工業用水道水源地 発電機室（1F） 発電機盤
用途 直流電源装置
既設仕様
- | | |
|---------|--|
| （ア）型式 | シール型 [°] ー [°] スト式鉛蓄電池 HS300E（湯浅電池株） |
| （イ）容量 | 300Ah |
| （ウ）セル数 | 12セル |
| （エ）電池質量 | 約22.2kg/個 |